平成２６年（フ）第１１２５号
埼玉県蕨市塚越４丁目14番５号
債務者　土屋　良子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４４号
埼玉県川口市北園町11番１―720号　北園市街地住宅
債務者　佐藤　榮子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
千葉県成田市並木町221番地279　エーデルハイムＡ棟11号
債務者　神田　千春
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２１４号
千葉県佐倉市江原台１丁目２番地17　ビラ京増205号
債務者　加藤　　章
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２２３号
千葉県印西市木刈６丁目19番地13
債務者　中野　哲宏
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２２４号
千葉県印西市木刈６丁目19番地13
債務者　中野　幸代
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２２６号
千葉県佐倉市山崎381番地１
債務者　斎藤由紀子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２９８号
高知市一宮西町１丁目31番20号　宮﨑初美方
債務者　宮﨑　玲子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８３０号
東京都多摩市諏訪４丁目３番地９―307
債務者　川口　雅恵
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３３６号
北海道旭川市高砂台１丁目２番26号　コーポ高砂台101号室
債務者　佐々木正和
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８５６号
横浜市港北区日吉本町４丁目10番Ｄ―906号
債務者　羽田　栄一
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８６５号
横浜市旭区今宿東町807番地　今宿ハイツ２棟408号
債務者　甲斐　友教
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８７２号
横浜市中区寿町３丁目12番地４　松葉館805号室
債務者　清水　陽一
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１７号
北海道上川郡愛別町字北町248番地９
債務者　八重樫あい子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４１７号
大阪府枚方市香里ケ丘10丁目3732番地の13103、前住所大阪府交野市天野が原町４丁目13番13号
債務者　中井　一貴
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９０１号
大阪市城東区天王田４番29―302号、前住所大阪府八尾市桂町５丁目25番地の31
債務者　秋山　賢治
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部